

令和5年度 第4回 門真市障がい者地域協議会 会議録

日 時 令和6年2月19日（月）午後2時より4時まで

場 所 門真市役所本館2階 大会議室

■会議次第

1. 開会

2. 議題

①パブリックコメントの手続き結果について

②門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（最終案）について

③門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定に係る

答申について

④令和4年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について

⑤地域生活支援拠点ジェイエスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営
に関する評価について

⑥障がい者の理解啓発・理解促進について

障がい者週間キャンペーンについて

⑦その他

3. 閉会

■配布資料

<事前配布>

協議会次第

資料1 パブリックコメント手続き結果

資料2-1 門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）

資料2-2 門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）

新旧対照表

資料3 門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定の今後のスケジュール（案）

資料4 障害者差別解消法対応状況報告シート

資料5 日中サービス支援型共同生活援助の実施状況等報告書一式

資料6 障がい者週間キャンペーンについて

<当日配布>

協議会委員名簿

座席表

門真市情報公開条例（抜粋）

審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

門真市附属機関に関する条例（抜粋）

門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

■出席者

委員：岡田委員（会長）、岩本委員（副会長）、小原委員、藤江委員、森田委員、
本木委員、倉澤委員、高田委員、石橋委員、青木委員、東委員（途中参加）、
東野委員、三木委員、白川委員、高田委員

事務局：障がい福祉課 木本課長、馬屋原課長補佐、竹村課長補佐、村下主任、
松本主任

■欠席者

委員：谷掛委員

■傍聴者：10名

■議事

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまより令和5年度第4回門真市障がい者地域協議会を開催いたします。本日は、委員の皆様におかれましては、ご多忙にも関わらず、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会をさせていただきます障がい福祉課主任の村下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。失礼して座って進行させていただきます。

ここで出席状況について報告させていただきます。本日の出席委員は16名中14名でございます。門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。なお、谷掛委員、東委員は欠席でございます。

次に、「会議の公開・非公開」について説明させていただきます。門真市では、本市の「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開・非公開を協議会の長が、会議に諮って決定することとなっております。

本協議会につきましては、原則の考え方通り「公開」を考えておりまして、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができると考えております。

（会長）

はい、ありがとうございました。私は着座にて進行させていただきます。ただいま事務局よりご説明がございましたように、会議の市民への公開につきまして、提案がありました。何かご意見等ございますか。よろしいでしょうか。公開というふうにさせていただきます。よろしいでしょうか。

はい。それではご異議がないということにさせていただきます。会議につきまして
は公開とし市民の方々に傍聴していただくということとさせていただきます。それで
は傍聴者がいるようでしたら、入室をお願いします。

(事務局)

それでは早速会議に入らせていただきます。まず、本日の会議資料の確認をさせてい
ただきます。配布しております資料は、協議会委員名簿・座席表、次に事前に郵送して
おります資料は、協議会次第、資料1 パブリックコメント手続結果、資料2-1 門真
市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画、資料2-2 門真市第7期障がい福
祉計画・第3期障がい児福祉計画(案)新旧対照表、資料3 門真市第7期障がい福祉
計画・第3期障がい児福祉計画策定スケジュール(案)、資料4 障害者差別解消法対
応状況報告シート、資料5 日中サービス支援型共同生活援助の実施状況等報告書一式、
資料6 障がい者週間キャンペーンについて、門真市第4次障がい者計画冊子、門真市
第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画冊子でございます。

また、各計画の冊子につきましては、会議中の参考資料としてご用意しておりますの
で、お持ち帰りにならないようお願いいたします。なお、各計画冊子が必要な場合は、
職員までお知らせいただくよう、お願いいたします。

その他参考資料といたしまして、門真市情報公開条例(抜粋)、審議会等の会議の公開
に関する指針(抜粋)、門真市附属機関に関する条例(抜粋)、門真市附属機関に関す
る条例施行規則(抜粋)も配付いたしております。不足等がございましたら、お知らせ
ください。それでは、この後の審議につきましては、会長に議事進行を宜しくお願い
いたします。

(会長)

ありがとうございました。それはまず資料でございますが、皆さんの方でないという
方、あるいは何か不足のものがございましたら、挙手をお願いしたいと思います。いかが
でしょうか。よろしいでしょうか。

はい。それでは早速議事にいただきたいと存じます。議題①パブリックコメント手続
き結果について事務局お願いいたします。

(事務局)

それでは、私より、資料1 門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画
(案)に対するパブリックコメント手続結果についてご説明させていただきます。

まずはじめに、パブリックコメントへ寄せられたご意見の処理等については、「門真
市パブリックコメント手続き制度要項」第8条第2項に定められており、次に掲げるも
のについては、その全部又は一部を公表しないことができるとされております。

(1) 提出された意見の中に、個人又は法人の権利利益を害するおそれのある情報その他公表することが不相当と判断される事項が含まれているとき (2) 賛否の結論のみを示したもの (3) 内容が意見等を求めている案件に関連のないもの (4) 前条に規定する意見提出の定めに違反して提出されたもの これらを踏まえ、意見を整理したものを資料1にお示ししております。

それでは、資料1をご覧ください。今回のパブリックコメントの意見募集期間につきましては、令和6年1月5日から24日までの20日間とし、閲覧場所は、市役所庁内では、障がい福祉課・別館1階市情報コーナー・本館入口の3か所、市内公共施設では、保健福祉センター・南部市民センター・門真市民プラザ等、12か所及び市ホームページ、LoGo フォームの合計17か所で実施いたしました。受付しましたご意見は、14名から20件のご意見がございました。寄せられたご意見につきましては、計画(案)にすでに記載していることに関するご意見や計画(案)に直接、関連のないご意見等でありましたことから、計画(案)の修正は行っておりませんが、資料に沿いまして、ご意見の概要及びそのご意見に対する市の考え方について、ご説明いたします。

続いて、2ページをご覧ください。1件目から4件目のご意見は、親亡き後も見据え、医療的ケア児者が安心して利用できる短期入所やグループホームの拡充・施設設立をしてほしい。さらに、短期入所の施設設立までの間は、今すぐに障がい者福祉センターでのショートステイ開始をお願いしますというご意見でした。

市の考え方は、親亡き後も住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療的ケア児者については、身近な地域で必要な支援を受けることができるように、大阪府や近隣自治体と連携し、医療型障がい児入所施設や障がい者支援施設のほか、医療機関に対して短期入所事業の実施を働きかけるとともに、既存施設のサービス拡充や新規事業所誘致等を検討し、医療的ケア児者の支援体制整備に努めます。また、障がい者福祉センターでの短期入所実施については、実施スペースや警備等の課題があることや、令和6年度から5年間の指定管理期間募集要項等には短期入所の項目を入れずに公募を行ったため、指定期間内の業務追加は難しいと考えております。としております。

5件目のご意見の概要は、医療的ケアを必要とする方々、重症心身障がいの方々を対象とする短期入所・共同生活援助の整備が急務であるが、安心・安全な事業運営を継続的に実施するために医療職や経験技術のある介護職の人員配置や特殊な施設環境の整備が必要となり、サービス事業報酬のみでは継続運営が非常に困難である。多数の事業者が参入できるよう補助金等、医療的ケア児者受け入れ促進のための事業をご検討いただくことは可能でしょうか。というご意見です。

市の考え方は、補助金等について近隣市の取組等も参考に調査研究し、医療的ケア児者等の支援体制整備に努めます。としております。

次に、6件目の意見の概要の1つ目は、41ページの計画の取組の中の重度障害、強度行動障害に「医療ケアがある人」も明記して欲しい。医療ケア児者、重度心身障害児者

が利用出来るグループホームの促進について、既存施設のサービス拡充と同時に、新設による利用枠の拡大が必要。

市の考え方は、医療的ケアのある人も含めて、重度障がいのある人と表記しております。また、医療的ケア者に関しては、個別に取組みを記載しております。グループホームは、門真市内に25箇所ありますが、比較的軽度の利用者受け入れの事業所が多くありますことから、既存の施設が重度の方の受け入れにも対応できるよう人材育成の実施を働きかけております。また合わせてハード面の整備についても、必要に応じて検討してまいります。

次に、7件目の意見の概要の1つ目は、計画（案）の「用語の解説」以下白紙でしたので、聞きなれていない言葉があり、説明は必要かと思いました。というご意見です。

市の考え方は、最終の計画には、用語の解説を掲載しますが、パブリックコメント（案）には掲載しておりませんでした。次期計画策定のパブリックコメントの際には、可能な限り掲載できるよう努めます。としております。

意見の概要2つ目は、第7期計画において、59ページ重度訪問介護の知的精神の計画値が0となっていること、さらに重度障がい者等包括支援の記載がない。とのご意見です。

市の考え方は、大阪府との事前協議において「重度訪問介護」及び「重度障がい者等包括支援」の計画値を更新、追記しております。としております。

意見の概要3つ目は、80ページの成年後見制度については、敷居が高く現状の制度では使いにくいいため、次回の計画では法人後見制度に数字が入ることを願います。というご意見です。

市の考え方は、ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。としております。

意見の概要4つ目は、移動支援事業について、知的障がいは令和5年度実績からすると7期の計画値の人数や時間数が少ないように思えます。さらに利用を希望しても断られることがあり、障がいのある人の生活や社会体験の場として必要であるため、ヘルパーの人手、育成への支援をお願いしたい。というご意見です。

市の考え方は、今年度の実績欄は、4月から7月の実績数から1年間の実績を算出しております。ガイドヘルパーの人手不足については、近隣市の取組等も参考にしながら対応に努めてまいります。としております。

次に8件目の意見の概要は、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」について、重症心身障がい児に対して理解が少ないように思われます。目標に向けた取組にある「ニーズやサービス提供事業所の状況把握に努めます」の具体的な動きについて回答を求めます。とのご意見です。

市の考え方は、具体的なニーズ調査やサービス提供事業所の状況把握については、関係機関にアンケート調査を行うなど検討してまいります。としております。

次に、9件目の意見の概要は、医療的ケア児者の地域の課題として、短期入所やグループホームに加え、児童発達支援・放課後デイサービスについても、記載してください。とのご意見です。

市の考え方は、門真市内に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が1か所、放課後等デイサービス事業所が1か所あります。国の指針及び大阪府の考え方、重度心身障がい児への支援の充実を考慮し、令和8年度までに児童発達支援事業所が1か所、放課後等デイサービス2か所を目標と考えております。としております。

次に、10件目の意見の概要は、81P「④移動支援事業」「大阪府や近隣市町と連携し、利用者への移動支援事業に関する情報提供をより一層進めるとともに、サービス提供事業所の質の向上を図ります。」とありますが、どのようなサービスでどういう条件の人が使えるサービスなのでしょうか。とのご意見です。

市の考え方は、移動支援事業については、屋外移動が困難な人等に外出のための支援を行うものですが、個別の状況を聞き取り、サービスを利用させていただくこととなりますので障がい福祉課までご相談下さい。としております。

以下、11から20件目のご意見に対しましては、今回パブリックコメントを実施した「門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）」につきましては、国や府の指針に基づきサービス等に関する成果目標や見込み量等を一体的に定めるものです。当該計画に直接関係のない項目につきましては、市政に対するご意見、ご要望ととらえ、ご意見を受けての計画案の修正はおこないませんが、提出されたご意見は、今後、施策を検討していく際の参考意見とさせていただきます。として、ご意見のみ掲載いたしております。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの事務局のご説明につきまして、何かご意見ご質問等ございましたら挙手をお願いしたい、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、では特段ないようでしたら、この議案につきましては、お認めいただけたいというふうにさせていただき、続きまして議題②門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい福祉計画最終案につきまして事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、資料2-1「門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）」についてご説明いたします。第3回協議会でお配りした素案からの修正部分を、資料2-2「新旧対照表」に記載しておりますので、あわせてご覧ください。

まず、表紙ですが、素案から案に変更し、令和5年12月から令和6年2月へ変更しております。

次に、目次部分では第2章障がいのある人を取り巻く状況の2のところに障がい福祉計画の前に「第6期」を、障がい児福祉計画の前に「第2期」を追記いたしました。同

様に、第3章の成果目標と活動指標1には障がい福祉計画の前に「第7期」を、障がい児福祉計画の前に「第3期」を追記させていただきました。このほか、ページ番号の調整を行っております。

次に、5ページ(1)6行目では、「国の基本指針では、障害のある人」の部分では、「害」が漢字表記になっておりましたが、ひらがな表記に修正しており、このほか数か所同様の取扱いとさせていただきました。

次に、第2章20ページ①福祉施設の入所者の地域生活への移行については、人数のカウントの考え方に誤りがあったことから修正を行ったため、「地域生活への移行者数は計画目標を達成できていませんが、施設入所者の削減数は目標値を上回っています。」と修正いたしました。成果目標内の実績値については、令和元年度末時点の入所者数を73人から69人へ、令和5年度末の地域生活移行者数を2人から3人へ、令和5年度末の削減見込み数を、△3人、△4.1%から3人、4.3%へ修正しています。

次に、同じく第2章39ページ③障がい児支援の提供体制の整備等の3段落目に「また、障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境に移行できるよう関係機関と協議を行い、連携をはかりながら移行調整を進める必要があります。」を追加しております。

次に、第3章41ページ(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行において、20ページで人数を修正したことから、こちらでも変更となります。入所者数の令和8年度目標人数が68人から67人へ、令和4年度末時点の人数が70人から69人へ修正しています。

次に、同じく第3章44ページ目標実現に向けた取組の4つ目の○部分、2行目終わりに、「地域生活支援拠点の体制を含めた」を追記しました。

次に、45ページの令和8年度目標数値について、令和3年度の数字が入っていたことから全て修正しております。さらに、「府の目標値を各市町村の実績に応じて按分」を削除いたしました。

次に、46ページ目標実現に向けた取組には、一番下の○として、「就労専門部会にて地域の就労支援の課題を明らかにし、各機関と連携しながら課題に取り組み、障がいのある人の就労を支援します。」を追記いたしました。

次に、47ページ成果目標の達成に向けた活動指標の指標7つ目にある「協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の年間実施回数」の見込み値を各1回としておりましたが、令和6年度2回、令和7年度3回、令和8年度4回と修正いたしました。

次に48ページ目標実現に向けた取組4つ目の○に、「各事業所連絡会等で、計画相談支援に関する説明を行い、事業所の立ち上げを勧奨するなど」を追記いたしました。

次に、51ページ成果目標の達成に向けた活動指標の1つ目、大阪府が実施する研修その他の研修への市職員の参加人数を令和5年度は4名、令和6から令和8年度には、各5人へと修正し、さらに、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有実施回数を各0回としておりましたが、各1回へ修正いたしました。

次に、52 ページ4つ目の○には、「障がい福祉サービス事業所の事務負担の軽減や業務の効率化に向け、国等が主体となったICT・ロボットの導入に関する補助金等の情報提供があった場合、速やかに事業所に対して周知を行い、環境整備の推進に努めます。」を追加いたしました。

次に、54 ページ③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置に、活動指標を追加いたしました。

次に、55 ページ④発達障がい児等に対する支援の活動指標にペアレントメンターの人数を追記いたしました。ペアレントメンターになっていましたが、正しくは、ペアレントメンターです。

次に、第4章59 ページ（イ）重度訪問介護の第7期の計画値について、知的障がいのある人および精神障がいのある人を各年度0人から1人、各年度0時間から150時間へ修正いたしました。

次に62 ページ（オ）重度障がい者包括支援のサービス概要、第6期計画の計画値と利用実績、第7期計画の計画値の表を追記いたしました。

次に、67 ページ（エ）就労選択支援のサービス概要、第7期計画の計画値を表に追記いたしました。

次に、74 ページ（イ）施設入所支援の令和5年度利用者数の実績値が誤りであったため、修正いたしました。

次に、81 ページ第7期計画の計画値の下から3つ目、住宅入居等支援事業の令和8年度計画値を有に修正いたしました。

次に、第5章90 ページ（2）提供体制について2つ目の○として、「新生児聴覚検査により、聴覚障害のある子ども等の早期発見を行い、円滑かつ適切な支援につなぐよう努めます。」を追加いたしました。

次に、97 ページ以降には前計画と同様に、参考資料とし条例や規則等を掲載する予定にしており、2の用語の解説は最終案にて掲載いたしました。それぞれの用語が初めて現れる箇所には用語の右上に「*（アスタリスク）」を振っています。「*（アスタリスク）」の説明書は、目次の最後に記載いたします。修正点の説明は以上になります。

次に、資料3「計画策定スケジュール案」の2月、3月の欄をご覧ください。計画（最終案）につきましては、本日の第4回地域協議会でのご審議を経まして、市長への答申の運びとなります。その後、3月に計画内容を確定し、計画書の印刷製本を行い、委員の皆様をはじめ、庁内・関係機関に配付させていただくとともに、市民向けにも計画を公表・周知していくこととしておりますので、よろしくごお願いいたします。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの事務局のご説明について何かご意見ご質問等ございましたら、挙手をお願いしたいとかがででしょうか。はい、どうぞ。

(G委員)

すいません。81 ページによると、住宅入居支援事業ですけれども、これ令和6年から計画値を修正と、これが令和8年が「有」ということで、6年7年は「無」と、これは令和8年度から実施したいという考えということによろしいか。

(事務局)

こちらについては、事業として今はやってないですけれども、それぞれの相談支援事業所さんで既に取り組んでいただいている内容かと、こちらとしては考えております。ですがこちら必須事業になっておりますので、ちょっと今すぐというところは、まだ考えることができていないところではあるんですけれども、できるように取り組んでいけたらというところで、令和8年度には「有」というふうにさせていただきました。

(G委員)

確かに住居への支援というのは実際もやっているところで、それに対してより継続的に支援ができるというふうなことを、バックアップできる体制がいただけるのであれば、それは特に精神の方は住居が借りにくい状況がありますので、その辺りまたできるだけ早くができればいいなと思ってます。ありがとうございます。

(会長)

はい、ありがとうございます他にいかがででしょうか。はいどうぞ。

(H委員)

44 ページ上段の表ですね、コーディネーターの配置、令和8年から1人、この4月の報酬改定で、国の方がコーディネーターについて評価をするといったような流れになってきている中で、これを2年ずらして、どういう持って行き方をされるのかなど。お伺いしたいと思います。

(事務局)

その報酬改定は、直近で出ているものになっています。こちらを考えたのは今年度1年間かけてきているので、その改定も見ながら、この辺りについては検討していかないといけないと思っています。

(会長)

はい、ありがとうございました他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では特段なければ、ただいまのご意見でございますが、特段このものにつきまして、変えるということではございませんので、このまま認めさせてさせていただきたいと思っております。

他にご質問等ないようでしたら、議題③門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定に係る答申に移りたいと思っております。門真市への答申につきましては、資料2-1（最終案）の最終ページに「答申書」として「門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（最終案）」を添付し、この後、私の方から門真市長へ答申させていただきたいと思っております。

(事務局)

それでは、答申の準備を行いますので10分の休憩を挟みたいと思っております。14時43分までにはお席までお戻りくださいますようお願いいたします。

それでは、時間になりましたので、地域協議会を再開いたします。「門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（最終案）」につきまして、岡田会長から宮本市長へ答申をお願いします。

(会長)

門真市長宮本一孝様。門真市障がい者地域協議会会長岡田進一。門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について答申。当協議会は令和5年7月24日付門保障第988号により諮問されました「門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を策定するための必要な事項」につきまして、4回にわたり協議会を開催し、慎重に審議を重ねた結果、別添「門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）」といたしましたので、ここに答申いたします。

(事務局)

ありがとうございました。それではここで、宮本市長より、委員の皆様へお礼のご挨拶がございます。

(市長)

皆様お疲れ様でございます。門真市長の宮本でございます。

今回は、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の審議に当たりまして、様々なご議論いただいたことを、心から感謝を申し上げます。4回にわたりまして昨年7月からスタートして、この間いろんなご意見いただいたわけでありまして、実は1月1日、正月早々から元旦、能登半島で大きな地震に見舞われました。

常にお話が出てくるときには、やっぱり障がい者や高齢者であったり お子さんも そうなんですけども、障がいの方々の、いざこういった地震のときに、どういう対応ができるかといういろんなご意見をいただくわけでありまして。能登半島の方にも、門真市の方では大阪府との連携の中で、災害の支援であったりとか、とりわけ避難所の支援にも市の方で行かせていただいたりとか、向こうの方で輪島が担当パートになっていたんですけど、この間、担っていたのがゴミ処理をさせていただいて、1月16日から普通家庭ゴミの回収、実際は向こうの環境の職員さんが6人しかいないということで、門真の方からパッカー車と2トンのダンプで行っていただいて、普通家庭ゴミの収集業務にあたってもらったんですけども、実質的には家庭のゴミを取りに行くんじゃなくて、各避難所の汚物、簡易トイレのゴミ処理、ゴミ収集というのをメインでやってもらって、衛生面とかそういった面で手助けをさせていただきました。1月16日から2月10日までの間だったんですけども、計4班行ってもらってたんですけど、ここも雪であったりとか、雪が降っちゃうと道がガタガタになっているので、なかなか通れなかったりで、その地域そのときの事情、そのときに災害の状況によって大きく実情は変わってきます。

多分門真でもそうですけども、一か月半経ってまだ避難できない、避難している状態になっているというのは、まさしく水が復旧してなかったりとかいうようなこともあったりで、そのときそのときの実情に応じてというものの、多分、門真でも正直なところ言えば、二か月も三か月にも渡るような避難所というのはなかなか想定できなかったりするでしょうし、そういった面では未曾有の災害時に、どういう対応がとれるか、またどうということか、いざその目の前にやってこないことには、なかなか想定していても想定しきれないことっていうのは、多分にあります。その面では、これは今、災害時のことを中心にお話をさせていただいてますが、平日頃から、平常からいろんな面でのそれぞれの障がいをお持ちの方々の持たれている課題というのは、しっかり意見交換とか忌憚なく実情を理解しながら、行政としてはなかなかできる部分というのは限界がありますし、それはそれぞれの中で、皆さんの中でご協力いただくところもあるんですけども、その辺のところも含めて、うまく相互理解を進めながらやっていかなければならないのかなというふうに私は思っているところです。

今般いただきました様々なご意見を、しっかり役所の中にも取り入れていながら、誰しものが安心して暮らせる、そういった地域社会をつくってまいれるよう、しっかり努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます、私からのお礼の言葉とさせていただきます。皆さん本当にお疲れ様でございました。

(事務局)

ありがとうございました。今回、委員の皆様にご審議を賜り、答申をいただくことができました。改めまして、事務局一同、お礼を申し上げます。なお、宮本市長につきましては、他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

(市長)

ありがとうございました。

(事務局)

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画につきましては、最終的な内容を庁内で意思決定をいたしまして、3月中に印刷製本を行います。計画書ができあがりましたら、委員の皆様へ送付させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、会長、議事をよろしくお願い致します。

(会長)

はい、ありがとうございます。それでは、議事④令和4年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、私より、「令和4年度 障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について」ご報告いたします。資料4をご覧ください。令和4年度の本市に対する相談事例について、相談内容及び対応状況等をまとめております。令和4年度の相談件数は4件あり、相談の受付課としましては、学校教育課2件、生涯学習課1件、地域政策課1件でした。相談があった4件についての相談の種別としましては、不当な差別的取扱いに関する相談事例が2件、不快・不満として寄せられた事例は1件、環境の整備に関する相談事例が1件でした。相談分野としては、教育に関するものが2件、市職員の対応に関するものが1件、その他1件となっております。相談者は、障がい者本人からの相談が2件、障がい者の家族からの相談が2件でした。また、障がい種別で見ると、身体障がいに関する相談が2件、発達障がいに関する相談が1件、知的障がいに関する相談が1件となっております。性別・年代では、男性4件のうちでは、10代が2件、50代が1件、60代が1件となっております。相談に対する対応としましては、4件全て問題解決いたしました。相談の内容としましては記載のとおりです。以上で、「議題④令和4年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について」のご説明を終わります。

(会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの事務局の説明についてよろしいでしょうか。はい、では特段なければこの件につきましては終了とさせていただきます。

続きまして、それでは次の議題⑤地域生活支援拠点ジェイエスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、私より、議題（５）、地域生活支援拠点ジェイエスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について、ご説明させていただきます。まず、最初に日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価をおこないます。資料５－３をご覧ください。

日中サービス支援型グループホームは、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に基づき地方公共団体が設置する協議会等に対して、定期的に（年 1 回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないことが、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」において定められています。本市においては、昨年度に続き、「門真市障がい者地域協議会」において評価を行っていただきます。

日中サービス支援型グループホームの概要としましては、障がい者等の重度化・高齢化のため、日中活動サービスを利用できない障がい者等に対して、共同生活を営む住居（グループホーム）において、昼夜を通じた入浴、排せつ、食事の介護等又は相談その他の日常生活上の援助を行うものです。本市の指定状況は、社会福祉法人門真共生福祉会が平成 31 年 4 月 1 日付け大阪府の指定を受けて実施しております。報告及び評価についての目的としましては、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図ることとあります。

評価の視点は、5 点あります。1 点目が常時の支援体制を確保し、利用者が地域において、地域との交流のもとで自立した日常生活及び社会生活を営むことができるか。

2 点目が利用者の意向を踏まえた個別支援計画に基づいて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の生活上の支援に努めているか。

3 点目が日中サービス支援型グループホームのモニタリングの標準実施期間は、他の類型の指定共同生活援助よりも短く 3 月間とすることとされているが、適切に実施できているか。

4 点目が利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障がい福祉サービス等の利用が図られているか。

5 点目が日中サービス支援型グループホームは、短期入所を併設し、地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとされているが、適切に実施できているかです。運営方針及び実施方法の評価項目のポイントは次頁以降の「日中サービス支援型共同生活援助の評価項目の説明」に記載のとおりとなっておりますので、併せて確認いただければと思います。

この後、本サービスを実施している門真共生福祉会より運営状況等について報告いただきますが、資料5-1、日中サービス支援型共同生活援助の実施状況等報告書（様式第1号）をはじめ5-2までの資料をご参照ください。

続きまして、地域生活支援拠点ジェイエスの運営に関する評価をおこないます。資料5-4-②をご覧ください。地域生活支援拠点は、障がいのある人の高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能を集約し、地域の障がいのある人を支援するものです。地域生活支援拠点の事業運営においては、門真市障がい者地域協議会の場を活用し、効果的な運営がなされているかの評価の実施などを通じて、安定的かつ継続的な運営に向けた取組を推進するものとします。昨年度に続き、「門真市障がい者地域協議会」において評価を行っていただきます。

地域生活支援拠点の概要としましては、障がいのある人の高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための5つの機能（相談支援、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を集約し、地域の障がいのある人を支援するものです。5つの機能については、資料5-4-②で確認してください。

報告及び評価についての目的としましては、効果的な運営がなされているかの評価の実施などを通じて、安定的かつ継続的な運営に向けた取組を推進することです。評価の視点としましては、相談支援、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりという5つの必要な機能が適切に実施できているかです。この後、地域生活支援拠点ジェイエスを運営している門真共生福祉会より運営状況等について報告いただきますが、資料5-4-①、地域生活支援拠点の実施状況等報告書資料をご参照ください。

以上、2つの報告を門真共生福祉会に一括して報告いただき、質疑応答の時間を取り、質疑応答が終了しましたら、門真共生福祉会に対し、各委員様より日中サービス支援型グループホームの運営及び地域生活支援拠点ジェイエスの運営に関する評価となるご意見をいただきたいと思います。いただいた評価及び意見を踏まえ、今後の運営を行っていただくようにしてまいります。説明は以上です。

(会長)

それでは、運営事業者の社会福祉法人門真共生福祉会からの報告をお願いします。

(地域生活支援拠点)

それでは日中サービス支援型共同生活援助の報告をさせていただきます。

資料5-1-①、様式第1号、日中サービス支援型共同生活援助の実施状況等報告書をご覧ください。シートに沿って、まず基本情報からご説明させていただきます。法人名は社会福祉法人門真共生福祉会、代表者は永田幸夫。グループホームの所在地は、門真市桑才新町24番2号です。この場所に2階建ての建物があり、その1階部分

がグループホームくわざいAで、2階部分がグループホームくわざいBです。構造は1階、2階とも同じ構造です。定員はグループホームの定員が7名、ショートステイの定員が3名です。

次に職員配置です。シートに記載の数字の通りとなっています。資料5-2-⑦は、基本的な職員配置表となりますので、そちらも併せてご覧ください。24時間365日世話人もしくは支援員がフロアに在中しています。グループホームにはそれぞれ玄関があり、施錠されていますので、利用者も職員も混在することはありません。

資料5-1-①に戻りまして、次に運営方針及び実施方法について報告いたします。

「1. 日中サービス支援型共同生活援助事業の運営方針」、「2. 住居内で提供する日中サービス」については、報告書の記載内容をご確認ください。資料5-2-⑧は個別支援計画の内容になります。

「3. 地域生活の支援」について説明を行います。地域生活の支援をするにあたり、移動支援等各種外部サービスを利用するようにしています。また、生活支援員や世話人と近隣のコンビニやスーパーへの買い物、散歩にも出かけています。滋賀方面などのグループ外出も行っています。3年前まで実施しておりましたサロンについては、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、今年度も休止しております。

続きまして、「4. 利用者の健康管理」についてご報告いたします。朝・夕の健康チェックを行い、緊急時や普段と違う様子が見られた場合は、看護師に通院や処置等のアドバイスを仰いでおります。通院が必要な場合は、支援員が通院の同行をして対応しております。新型コロナウイルス感染症の対応として、建物入館時のアルコールによる手指消毒、グループホーム内でのアルコール消毒、職員のマスク着用の徹底を行っております。またグループホーム内に、紫外線照射装置であるエアロシールドを設置しております。

続きまして、「5. 指定計画相談事業者との連携」について報告します。3か月に1回の定期的なモニタリングの他、必要時には電話連絡等で情報共有を行っております。変更などの突発的な事情があった場合は、ケース会議を実施しています。資料5-2-⑩に一覧表が記載されていますのでそちらも合わせてご覧ください。

続きまして「6. 行政機関への手続等の代行」です。ご本人やご家族での手続きが難しい方に関しては、グループホーム担当職員が主となり各種手続きを代行しています。郵送で手続きを行えるものは郵送の代行を行っております。代行する際も委任状が必要な場合は委任状を携え、利用者本人の同行が必要なケースでは、同行したうえで、手続きを行っております。

「7. 家族との交流の機会の確保」についてです。毎月ご家族と連絡を取るようにはしております。週末等に帰宅希望がある場合は、その希望に沿う形で対応しております。

「8. 定員規模」については、10名以内の定員で運営しております。

「9. 短期入所」についてです。令和5年11月末時点での実績です。男性フロアであるくわざいAについては、延べ598人の方が利用されています。緊急の受け入れは9名。受け入れ理由としましては、親族の不幸、家族の入院、生活の場の確保の期間中の受け入れ、生活困窮による一時保護、虐待による受け入れ他の事業所の受け入れ拒否が挙げられます。女性フロアであるくわざいBについては、延べ681人の方が利用されています。緊急の受け入れは4名。受け入れ理由としましては、行動障害による他事業所の受け入れ困難、引きこもり支援、刑務所出所後の生活訓練、生活の場の確保の期間中の受け入れ、精神科病院からの退院後の、生活の場の確保の期間中の受け入れが挙げられます。

次にご利用者情報です。主に知的障がいのある方が入居されています。平均区分は令和5年11月時点の入居者で、男性5.7、女性5.7となっております。平均年齢は、男性が46歳、女性40歳で最年少が25歳、最高齢が53歳となっております。

最後にその他ですが、職員向けに虐待等の研修や定期面談を実施しています。事務作業の効率化やバックオフィス業務の見直しを行い、職員会議の回数を増やして、より密に職員連携がとれるようにしています。

引き続きまして、資料5-4-①様式第1号、地域生活支援拠点の実施状況等報告書をご覧ください。シートに沿ってまず基本情報からご説明させていただきます。法人名は社会福祉法人門真共生福祉会、代表者は理事長永田幸夫。所在地は門真市桑才新町24-2。開設年月日は平成31年4月1日です。

地域生活支援拠点の5つの機能について、その実施状況を説明いたします。

① 相談支援です。基幹相談支援センターえーるが地域生活支援拠点内に設置されています。その基幹相談支援センターと連携を取り、相談できる体制をとっております。土日祝を含め24時間、地域生活支援拠点ジェイ・エスの職員が常駐しており、対応が可能となっております。担当している職員で対応が難しい場合に備え、管理職に携帯電話、スマートフォンを携帯させ、対応できる状況としております。土日祝や夜間に電話や来所による相談は、令和5年12月時点ではございません。

続いて②緊急時の受け入れ・対応です。短期入所6名定員（男3名・女3名）の枠の空きを利用し、緊急時の受け入れを実施しています。緊急受け入れ実績はくわざいAで9名、くわざいBで4名です。くわざいAで親族の不幸、家族の入院、生活の場の確保の期間中の受け入れ、生活困窮による一時保護、虐待による受け入れ、他の事業所の受け入れ拒否による受け入れを実施いたしました。くわざいBでは、行動障害による他事業所の受け入れ困難、引きこもり支援、刑務所出所後の生活訓練、生活の場の確保の期間中の受け入れ、精神科病院からの退院後の、生活の場の確保の期間中の受け入れを行いました。緊急時の受け入れは、受け入れの連絡が入り次第、法人本部、基幹相談支援センター所長、エリアサポート室長との合議により、受け入れ決定を行うこととしています。

続いて③体験の機会・場の提供です。グループホーム内にショートステイを併設しており、ショートステイを利用することで、グループホームでの生活を体験することができます。

続いて④専門的人材の確保・養成についてです。令和3年度に引き続き、行動援護従事者養成研修を実施しました。令和5年度は7名の受講が決定しています。インターンや職業体験、実習などを受け入れ調整する役割も担っています。また、外国人人材の採用、育成も進めております。令和4年度より引き続き留学生のアルバイト1名を継続雇用し、特定技能実習生を3名採用しています。令和5年度大阪府重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業に参加し、大阪府下の参加法人との研修や交流を行いながら、門真市内の他法人にも声をかけ、より専門的な知識、技術を身につける場を設けております。

最後に⑤地域の体制づくりです。基幹相談支援センターを中心に各相談支援事業所との連絡体制を構築しております。エリアサポート室を中心に、他法人の事業所と緊密な連携を行っております。法人本部職員は、地域やさらに広域の団体の委員や役員、講師を担い、地域並びにその周辺も含めた協力、連携体制の構築を行っております。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの運営事業者社会福祉法人門真共生福祉会からの報告について、まずご質問をお受けしますが、いかかでしょうか。

ではどうぞ。

(C委員)

地域拠点とグループホームとそれぞれ共通した質問という形で聞かせてもらったと思うんですけども、今回の報告書の方にも協力医療機関のところも書いてもらっているんですけども、協力の医療機関、今、コロナ禍以降、高齢者施設なんかでも、夜間に救急搬送自体があっても、なかなかその受け入れ先の医療機関、いろいろと病院内でコロナの感染が出るとかということで、救急時の医療機関がなかなか決まらないということ、最近よく聞くんですけども、何かそういった事例が、最近そういうことがあったのかどうかみたいなのところを一点聞かせていただきたいと思います。

あともう一点は、先ほどパブリックコメントの方にも、1月の能登半島地震のことで、そういう災害に対する対応ということも非常に注目度が高いんですけども、今年度末まで高齢者障がい者施設のBCPいわゆる業務継続計画の作成が義務付けされていると思うんですけど、それが今回の事業について、BCPの中でその事業を既に作成されているかどうかと、あとは作成されているようであれば、なかなかBCPを作られている事業所なんかでも作っていく過程の中で、なかなかもう現実とのギャップを感じるということをよく聞くので、やっぱり計画があっても、現状と合わないところなんかも

うまく皆に共有しながら改善をしていく必要があるかなと思うんですけど、その2点の現状も聞かせてもらったなと思います。

(地域生活支援拠点)

まず、夜間の緊急対応についてですが、感染者以外の案件として、てんかん発作時の対応が1件ありました。発作が続き、現場の世話人では対応しきれず救急車を呼びました。対象利用者が元々関西医大滝井を定期通院していたため、すぐに受け入れいただくことができました。

コロナ感染の蔓延時、体調が悪化し夜中救急車を呼ぶことが数回ありました。受け入れ先の病院を探すのに1時間かかり苦労したこともありました。ただ夜中の緊急時の対応はこれまで少なかったように思います。

あとBCPに関しては、現在作成中で今年度中の完成をめざしています。

(C委員)

はい、わかりました。

(会長)

はい、ありがとうございます。他にご質問等よろしいでしょうか。はいどうぞ。

(L委員)

地域拠点に関してはとても期待をしていました。当事者なので、障がい児者が生活を地域全体で支えるということ、国は言っているにも関わらず多機能型でジェイエスステージが一事業所で実施されています。

それでは、利用人数もジェイエスの方が中心で、やっぱり利用契約を結んで利用できているのではないかと思います。門真市内に他にもショートステイの事業所ができたこともあります。他の事業所と面的整備を今後も広めていただいて、私たち、ジェイエスを使わない利用人も、どこの事業者も地域と一緒に、地域拠点という体制の中で横に連携していただくことが、私たちが安心して暮らせることではないかと思いますので、この多機能型で、一事業所で走っていることを不安に感じていることに対して、運営されて共生福祉会さんはどういう風に考えておられるかお答えいただければと思います。

(会長)

はい、どうぞ。

(地域生活支援拠点)

どんな風に、すみません、もう一回お願いします。

(L委員)

すいません、ちょっと質問があれかもしれませんが、私たちはいろんなところで困ったときに、本当に困ったときに対応していただけるのかなという不安が大きくて、今空き床もない状況で、本当に本当に緊急なことが、よっぽどの緊急なことのときに対応していただけるという場所だったんだあって。一番最初、地域拠点ができるときは、何か私たちに事故というか病気になっても緊急時対応で受け入れできる場所って、なんかすごい安易に思っていたのが、実際違ったという思いがあるんです。

そこを他市は多機能型で一つのところではなくて、いろんな法人さんで、ショートステイもあっちもこっちも使えますよというような状況をお伺いするので、門真市がジェイエスステージのショートステイ3床で、緊急時をずっと乗り切っていかれることに対して、門真市を網羅できるものであるとお考えなのかということをお聞きしたいと思いました。

(会長)

どうぞ、はい。

(事務局)

門真市障がい者基幹相談支援センターです。地域生活支援拠点の中に、門真市基幹相談支援センターも入っておりますので、この部分でちょっとご説明させていただきますと思います。

門真市の方、多機能型という形をとっておりますが、多機能型でもありますが基幹相談を軸に相談支援事業所はもちろん、短期入所であったりとか、グループホームであったりとか、さまざま機関と連携をとっております。実際グループホーム連絡会にも基幹相談が入っております。短期入所の事業所に関しましては、これまで連絡会等はありませんでしたが、今年度意見交換会という形で立ち上げて、市内の短期入所事業所が参加して実施しています。

多機能型という形をとってはいますが、面的整備の効果も十分担えるほど連携は、私は取れていると感じております。まだ不十分なところはあるかと思いますが、今後、短期入所のところの部分の事業所とも連携しつつ、多機能という形をとりつつも、様々な事業所と連携して、実際に緊急ということも受け入れが必要になったときに、ジェイエスの短期入所だけではなく、他の三つの短期入所事業所など、様々な機関を使ってコーディネートをしています。実際に虐待で緊急避難が必要という形になった場合、地域生活支援拠点以外の様々な機関も使ってコーディネートしています。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。L委員いかがでしょう。よろしいでしょうか。

(L委員)

一応できているということです、という形にさせてもらって緊急時の対応をお願いしたいと思います。

(会長)

ぜひこれは事務局、門真市に対しても全体的に緊急時のことについては対応をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

他に意見ございますでしょうか。はいどうぞ。

(G委員)

意見より質問。この利用されているグループホームですかねA・B、利用中の過ごし方があるんですけど、この生活介護事業あと1人だけ、1名就Bの方がいらっしゃいますけども、これ同じ法人のところを利用されている？

(地域生活支援拠点)

就労継続支援B型を利用されてる方は、他法人の事業所を利用しています。

(G委員)

はい、わかりました。

(会長)

はい、ありがとうございました。その他何かご質問等よろしいでしょうか。

それでは、運営内容についての評価となるご意見を各委員の皆様よりいただきたいと思えます。まず、一点目の地域生活拠点で運営する日中サービス支援型共同生活援助(グループホーム)につきまして、ご意見のある方をお願いします。

(C委員)

これまで多分、今運営担われて、もう6年・7年ぐらいで、この前から来られて、なかなか今回の場合もやはり期待度が非常に高く、門真市内で唯一共生福祉会さんが担っている事業ですので、やっぱり共生福祉会の取り組み自体が門真での地域の障がい者の環境基盤の拠点になるグループホームの他の法人さんもありますけども、ぜひ何かこの協議会でいろんな期待度が高い分、厳しい意見とか要望も多分たくさんあると思うんですけども、ぜひそれは何か少しずつでも毎年度改善していくとか、あるいは改善に向けた取り組みなんかを、またこの協議会でまた聞かせてもらえたらありがたいなと思えますし、また協議会の場でなくても、毎月のサービス調整会議に参加をされたり、またその各部会もありますので、そういう部会で課題を挙げて何か少しでも積み上げていくことができれば、ありがたいなというふうに期待をしています。

(会長)

はい、ありがとうございました他にご意見いかがでしょうか。はいどうぞ。

(M委員)

今、C委員がおっしゃってましたけど、本当に期待が高いといえますか、やっぱり24時間年間通して365日あけているということだけで大変安心な要素になるのかなと思いますし、その運営していく中でモニタリングが3か月に1回あるとか、人員の配置もかなり手厚くされていることを考えますと、今本当になかなか職員が集まらないという中で、これだけの人員を確保しなければいけないというのは、書かれてましたインターンとか、外国人の登録者をご利用されるとか、私たちも今後していかなければならないといけないことが、いっぱいみえてきたかなと思っています。その辺のノウハウを今後私たちも聞かせていただかないといけないというふうに思っています。

精神障がいの方がサービスを利用されていなくて、調子が悪くなるとショートステイを利用したりしますけれども、入院される方がよくおられます。その辺で障がい支援区分5.6と高い方が利用されたりしておりますが、一方で障がい支援区分の低い方や高齢者というところは今後の課題の一つになっておりますので、一緒に考えていって、できたら利用をお伝えさせていただいて、問題解決の方法をこちらもお教えいただきながらという形をとれたらいいかなと思いますし、教えていただくことがたくさんあるのかなと思います。いろんな面で大変だと思いますけど、やっぱり期待度が高いですので、いろんな情報交換をさせていただけたらと思います。ありがとうございます。

(会長)

はい、ありがとうございました。他に意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。そういったしましたらグループホームにつきましてはこれで終わりにさせていただきますが、続きまして、地域生活支援拠点ジェイエスの運営につきまして、ご意見のある方お願いします。

(C委員)

よろしいでしょうか。地域生活支援拠点につきましては、本来制度的には災害を想定していない、やっぱり日本の制度で通常の支援と災害の支援とか結構切り分けられているところはあるんですけども、やはり今回能登半島地震でも障がいをお持ちの家族、地域の方が一時避難所に避難されても、実際にはそこで避難ができない状況があって、結局家族さんが気を遣われる、本人さんがすぐ適応できないということで、やっぱり災害が起こったときに、将来はもちろん家族さんが行き場がなくなるということがもう多分、今回の能登半島地震に限らず、どこでも私がよく聞く話で、そうなったときにやはり、どこかうちも足りない環境評価があったときに、やはりハード的な環境が整っている、あとはそういうソフトな環境となっているそういう環境があるという三つの条件

がクリアされないと、なかなか本来的な福祉避難所運営されないなどそう考えたときに、やはり地域生活支援拠点、ハードは何かバリアフリーの作りがあり、トイレなんかもきちんとあって、そこに専門的なスタッフの方が複数いてというのは、非常に大きなハードとソフトが両立されてて、あとその環境ということでも共生福祉会さん門真でも歴史のある法人さんなんで、いろんな他の法人の事業所の職員さんとの連携とか、協力とかも受けやすいかなと思ってますんで、そういうこともこれでも共生福祉会さんだけで考えてもらうだけではなくて、やはり他の全体でやはりそういう災害時に、やっぱり本当にどういうことを我々が普段からしなきゃいけないのかということと、あと災害が起こったときにどういうことができるのか、もっと何かまた今後一緒に考えたいなというふうに思ってます。よろしく願いいたします。

(会長)

はいありがとうございます他にご意見いかがでしょうか。はいどうぞ。

(事務局)

ひとつだけ補足説明とさせていただきたいと思います。先ほど同一法人の中でのその利用が多いというところの部分での補足説明をちょっとさせていただきたいなと思います。

実際、他法人の通所事業者の利用者さんが、利用者の希望で、実際は他法人から当法人の通所施設の方に移行されたという方もいらっしゃいますし、入居利用者を選ぶというところの部分では選定委員会、法人の中で決めるのではなく、法人の職員以外にも委員を入れた選定委員会で入所者を決定している形になっております。

選定基準の項目のところ、強度行動障がいであったりとか、重度のところの部分の点数で入居者を決めているという形になっておりまして、比較的門真共生福祉会の施設が重度の方を多く受け入れているところもあって、複数の入居希望者がいた場合、選定委員会の中で一番点数の高い方を入居決定している中で、門真共生福祉会の利用者さんの比率が増えているというのも事実あります。その部分に関しては、門真共生福祉会で単独で利用者を選定して、他の事業者をふるいにかけて、自社の法人の利用者さんを選んでいくというわけではないということだけ、補足説明させていただきます。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。それでは何かご意見いかがでしょうか。はいどうぞ。

(G委員)

すいません。精神の方の状態が、何か症状が悪くなったときに、基本的には入院されたりというふうなことが多いんですけども、いろいろな知的と重複ですとか、発達あるいは難病と重複している方で、精神的に言うと入院にまではいかないけれども、やはりご自宅だとか、あるいはグループホームで困難な方というふうな方というのは医療的には、なかなか今休息的な入院とか以前ほど受け入れられない病院というのが多いので、ただその中で、地域でどうしていくかというときにやっぱりこの短期入所、ショートステイで特に生活拠点事業をされているところというふうな、ある意味最後の砦じゃないですけども、ちょっとできればというふうなところをお願いするところになるかなと思うんです。精神の方も、日常的にグループホームで長期的にというふうな方はあんまりないかもしれないです。

さっきそういったグループホーム、短期入所等での受け入れとか、なかなかそこまで利用できるのかなというふうにいる方がいるかもしれないのでその辺りも私も相談事業として伝えるところがあると思いますし、またそういった周知等も今後していただければと思っております。よろしく申し上げます。

(会長)

はい、ありがとう他にご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい特段なければこの議論につきましてもこれで終了する。各委員から貴重なご意見をいただきありがとうございます。各委員からの評価意見を踏まえて今後のグループおよび地域生活支援拠点の運営を行っていただきたいと思います。

(地域生活支援拠点)

評価いただいた内容とかご意見を参考に今後また、より一層頑張っていきたいと思えます。よろしく申し上げます。

(会長)

ありがとうございました。それでは続きまして、次の議題⑥障がい者の理解啓発・理解促進について、障がい者週間キャンペーンについて事務局より説明をお願いします

(事務局)

それでは、私より、議題⑥障がい者週間キャンペーンについて、ご説明させていただきます。資料6-1をご覧ください。

障がい者週間キャンペーン（大阪ふれあいキャンペーン）は、障がい者団体、地域福祉団体、府・市町村が一体となり、協賛企業・団体との協力も得ながら、府内各地でシンポジウムや街頭キャンペーンなど障がい理解の啓発イベントを開催しております。本市におきましても、12月3日～9日の障がい者週間に合わせて、障がいや障がいのある

方への啓発活動の一環として、関係団体等のご協力のもと、啓発物等の配架及び障がい当事者からのお話、自主製品の販売を行いました。

今年度は、門真市役所別館玄関ロビー、市民プラザ、そよら古川橋駅前の3か所で障がい理解啓発物等の配架、1日のみですが、門真市役所別館前芝生広場で自主製品の販売、別館3階にて障がい当事者のお話を実施しました。啓発物として、障がい者週間PRチラシ、ヘルプマークチラシ、令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！のパンフレット、手話言語条例パンフレット、自主製品など啓発物の配架を行いました。

資料6-2が今年度配布しましたふれあいキャンペーンPRチラシですので、ご覧下さい。また、障がい者キャンペーンの市民の方への事前周知について、広報12月号、ホームページ、市役所庁内のシティナビタでの周知など行いました。配布物については、前年度と同じ400部としましたが、今年度も各関係機関の方々の事前周知や全ての啓発物に自主製品を封入したことなどからほぼキャンペーン中になりました。ふれあいキャンペーンに協力いただいた各機関より提出していただいたアンケートの意見として、障がい当事者からのお話を聞いた方から「分かりやすくて良かった」、「大変勉強になりました」等の声を聞きました、「内容が分かりやすかった」などのご意見がありました。事務局としても、来年度もキャンペーン会議で各関係機関と相談しながらよりよいキャンペーンを開催できればと思っております。各団体の皆様には、今後ともご意見やご協力を頂きますようよろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問等いかがでしょうか。はいどうぞ。

(A委員)

今年のキャンペーンの方は、かなり盛況で当事者からのお話というの、かなり好評だったことをお伺いしたんですけれども、知的障がい、聴覚障がい、精神障がい、発達障がいということですが、肢体不自由であったりとか内部障がい、確か別館のポスターの方にもその文言すらなかったように記憶しているんですけれども、それはあえて外したりとかというのはあるんでしょうかね。

(事務局)

1点目は展示させてもらってたんですけど、別館にも肢体不自由の方の部分の項目もあったかと思うんです。パンフレットを入れさせてもらってた中にはいろんな障がいの部分が入っていたと思います。3階の方の当事者のお話については、ちょっと肢体不自由の方も団体さんの中にいらっしゃるの、お声かけをさせてもらったんですけど、ちょっと参加が難しいという結論になりまして、結果的には精神と知的、発達、聴覚と視

覚の方が当日のお話をしていただけたということになっていますので、今後また来年度とかまたお話させていただくときには、おっしゃっていただいているように、肢体の方もご協力いただけるように事務局の方からも確認をさせていただきたいなというふうに思います。

(A委員)

お願いします。

(会長)

他にいかがでしょうか。はいどうぞ。

(L委員)

ふれあいキャンペーンに関してなんですけれども、行政が合理的配慮の提供が義務ということで、もっと行政が障がい福祉課以外の方も聞きに来てくださるかなと当事者団体は頑張っていて、その時間を知ってほしいということで、取り組みました。実際関係者が多く来場されていて、昨年同様に何か関係者ばかりで、私は当事者として知的障がいを啓発させていただいたんですけど、虚しく、私はアンケートに答える気力もなく、とってものがっかりしたふれあいキャンペーンでした。

近所の方が民生委員をされているんですけれども、民生さんは同じ日に、障がい理解・合理的配慮ということで、門真市内で別の会場で研修されていて、それだったらここに来てくださって当事者の声を聞いて欲しかったってすごく思ったんです。障がいのことを危機管理の方も聞いて欲しかったしということで、いつも縦割り行政で何かしんどいなんて思っていることが、まさにその日に痛感しました。当事者なので、やっぱりふれあいキャンペーンで理解啓発のためには、知っていただいている方々が集まって関係する人に聞いてもらっても、何も嬉しくないし、地域の中に私たちの子どもがおり、理解者が増えるわけでもないの、私たちは親の定年なく、こうやって活動している身としては、本当にあの一般の方にどうにかして声を届けていきたいという思いで、その日参加しているので、行政としても縦じゃなくてそういう横の繋がりを網羅して、しっかり私達の声聞いていただける場面を作ってほしいなと思いました。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。事務局なんか、ありますでしょうか。

(事務局)

すみません。たまたま南部市民センターであったものだと思うんですけども、そこでバッティングした部分があったというのは認識しておりますので、来年度以降について

は、合理的配慮や障がい者理解についてもっと職員にも参加していただくように調整してまいりたいと思います。以上です。

(会長)

会長からのお願いですが、何かできましたら庁内でも日程調整を広く行っていただきまして、どうしても高齢福祉課とか、障がい福祉課になってしまって、なかなか横の繋がりが庁内でもないと思いますので、ぜひ様々な省庁と同じような内容であればできるだけ一つに一本化するように場所もあるかもしれませんが、お願いできればと思っております。他にいかがでしょうか。

(会長)

よろしいでしょうか。はい。他にございませんようでしたら、それでは本日予定しており議題は全て終了といたします。それでは今後の予定につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

会長、進行ありがとうございます。それでは、今後の会議の予定及び議事録について、事務局からご説明いたします。今年度の協議会はこれで終了いたします。来年度の会議回数といたしましては、7月、2月の年2回の開催を予定しております。今後ともよろしくお願いいたします。

また、本協議会での会議録につきましては、「門真市情報公開条例」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成いたします。また、この会議録は不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承ください。各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承ください。

なお、本協議会での会議録につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」第7条に基づき、協議会終了後、2週間以内に作成いたします。

(会長)

はい、ありがとうございます。それでは全体といたしましてここでご意見ご質問等ございましたら、お聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はいどうぞ。

(L委員)

すいません。素案のときもわかりやすい版というのを出してほしいというふうをお願いしたかと思うんですけども、大阪市がやっぱり出していました。計画の方もわかり

やすい版を、知的障がい者とか本人にわかりやすいのをぜひ作っていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

(会長)

ではご要望としていたところ、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。それでは本日協議会はこれで終わり、終了とさせていただきます。皆様ありがとうございました。今後ともよろしく願い申し上げます。

(事務局)

これで終了させていただきます。ありがとうございました。